平成 24 年度 広域型特別養護老人ホームの公募選定結果

事業者名	社会福祉法人 正勇会			選 定		
代表者名	理事長 阿部 勇			定員 100 人		
設置場所	小倉北区浅野三丁目				(順位 5 位)	
		評価項目	配点	評価	得点	
		法人の経営理念	3.0	В	2.4	
		施設の基本方針	3.0	С	1.8	
		地域福祉の核となる取組み	3.0	С	1.8	
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	С	1.8	
		利用者一人ひとりへのサービス提供	3.0	С	1.8	
		サービスの質の向上策	3.0	В	2.4	
		人材の確保と定着	3.0	В	2.4	
		職員の育成、職場環境	3.0	С	1.8	
		低所得者に対する配慮	3.0	С	1.8	
		利用者の尊厳の保持	3.0	С	1.8	
	基本方針・	苦情解決の仕組み	3.0	В	2.4	
	運営方針に	事故防止対策及び事故発生時の対応	3.0	С	1.8	
	関するもの	衛生管理等の対策	3.0	В	2.4	
		非常災害対策	3.0	В	2.4	
		虐待防止対策、身体拘束廃止	3.0	В	2.4	
評価結果		個人情報保護対策	2.0	С	1.2	
		地域との連携	3.0	С	1.8	
		地域住民への生活支援	3.0	В	2.4	
		認知症高齢者ケア	3.0	С	1.8	
		ユニットケア(個別ケア)の実現	3.0	С	1.8	
		医療と介護の連携	3.0	С	1.8	
		事業計画の具体性・実現性と継続性	15.0	С	9.0	
		小計	77.0	-	51.0	
		環境への配慮	2.0	С	1.2	
		施設面での特徴	5.0	С	3.0	
	施設の特徴	その他創意工夫や取組みの特徴	3.0	С	1.8	
	に関するもの	立地面での特徴	10.0	D	4.0	
		設置場所	3.0	А	3.0	
		小計	23.0	-	13.0	
	加点前の評価点		100.0	-	64.0	
	定	5.0	有	5.0		
	総合点			-	69.0	

評価レベル	乗率	
А	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
В	80%	優れている(十分な能力を有している)
С	60%	普通(一応の能力を有している)
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

事業者名	社会福祉法人 正勇会
選定理由	「総評」 今回の提案については、全体として、各評価項目の内容が既存法人の運営実績を踏まえて具体的に記載されており、内容的にも一定レベルのものとして評価できる。特に、「地域住民への生活支援」では、併設の在宅サービスの運営に力を入れ、在宅生活の支援を行うことなどが記載されており、中でも新たな取組みとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の併設が提案されており評価できる。その他、主な項目についての評価は以下のとおりである。
	「項目ごとの評価) 「苦情解決の仕組み」では、解決するための体制と手順、その体制などを利用者へ周知すること、利用者によるサービスの選択や施設サービスの質・信頼性の向上を図るための公表など、取組みが具体的に記述されていることに加え、外部の介護サービス相談員派遣事業の活用などが提案されている。 「衛生管理等の対策」では、感染症等の予防だけではなく、発生時の対応、蔓延・二次感染防止の取り組みについても具体的に記述されている。 「虐待防止対策、身体拘束廃止」では、虐待防止対策においては職員・利用者の家族・世域に向けての研修、際景のメンタルのルス、対応手順の策定と定期的な見事し
	族・地域に向けての研修、職員のメンタルヘルス、対応手順の策定と定期的な見直しなど、身体拘束廃止においてはケアの工夫等を検討する体制、緊急やむを得ない場合の身体拘束についての取組みなど、虐待防止対策と身体拘束廃止の取組みがそれぞれ個別具体的に記載されている。 「立地面での特徴」では、予定地が住宅地から離れた場所であることや、岸壁に近接していることなどからマイナス評価となった。
付帯条件	指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。 指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるように努めること。 選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じること。この協議が終了しなければ、入札・工事には着手できないこと。 開設予定地の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。 介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすとともに、地域福祉・地域医療とのネットワークの強化に努め、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。 社会福祉法人による利用者負担軽減制度を積極的に活用するなど、低所得者への配慮を十分に行うこと。 ユニットケアの理念に基づき、入所者の生活が入所前の居宅における生活と連続したものとなるよう支援するとともに、入所者の個性を尊重し、ゆとりある暮らし・生きがいを感じられる暮らしを実現できるよう努めること。 提案の早期実現に向け、ユニット型施設としての十分な組織体制を整えるとともに、開設を安全・円滑に行うため、事前の職員研修等の準備を徹底すること。また、職員のキャリアアップを図るための支援を一層充実させること。 津波、高潮その他あらゆる災害に対応できるよう、内閣府が作成した『津波避難ビル等に係るガイドライン』及び福岡県が作成した『高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル』に基づき施設の防災対策を講ずること。
	CC。 担席された中京はヘイルギウロ! かはまった3枚カラーと 性に 証価のぜん!

提案された内容は全て必ず実現し、継続するよう努めること。特に、評価のポイント

となった併設の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、施設開設と同時に開設し、運営を継続していくこと。

広域型特別養護老人ホームの適切な運営において、施設長の役割・責務は重要であることから、施設長自身も研修や勉強会等に積極的に参加することにより、施設運営に関する知識等を一層深めること。

その他 分科会及び 審査会意見

たんの吸引や胃ろうなど医療ニーズの高い入居者の受け入れや、口腔ケアの充実、ターミナルケアの実施などについて、医療機関等との連携を強化し、増加する需要に応えてほしい。

職員の賃金を引き上げることなど処遇の向上に努め、離職を減らすことにより、入所者へのサービスの向上に繋げて欲しい。特に介護職員の賃金については十分な配慮を行うこと。

特別養護老人ホームの運営においては、入所者の処遇はもとより、運営管理、人事管理、地域交流等の全体の統括を施設長が行うこととなる。特に規模の大きな特別養護老人ホームでは施設長の負担が大きくなるため、法人全体でバックアップできるよう、施設の主要な役職(生活相談員・介護支援専門員・看護主任・介護主任等)には介護保険施設の従事経験者を起用するなど、万全の人員体制を整えること。